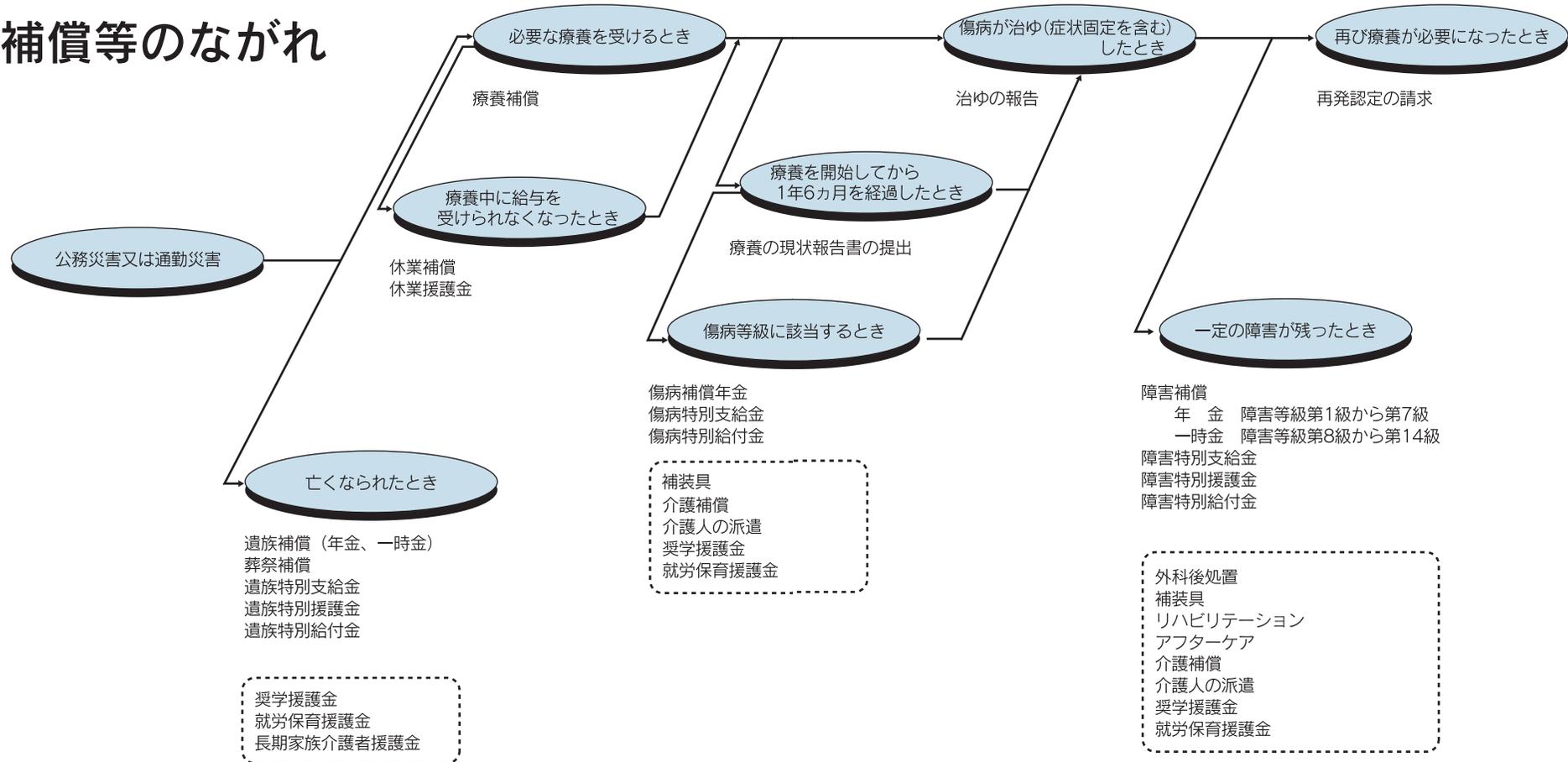


どんな補償が受けられるか

公務災害・通勤災害として認定されると、次のような補償等を受けることができます。

補償等の対象となるのは、身体的損害に関するものに限られ、物的損害や慰謝料は補償等の対象とはなりません。

補償等のながれ



注 : : : : 内のものについては、一定の要件(障害等級など)があります。